

住民税(市・県民税)の申告 をお忘れなく!



とき

ところ

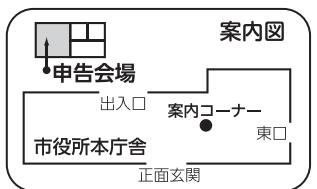
問

2月18日(月)～3月15日(金) ※土日除く

受付時間 9:00~11:30 13:00~16:00

市役所北分庁舎 (本庁舎裏プレハブ1階)

問 稅務課市民稅係 ☎ 364-1111 (內線216・217)



(3)印鑑（スタンプ印不可）。

④所得税の還付申告を行う場合は、申告者本人名義の預貯金通帳など振込先が分かるもの。

※また、前年の申告書の控えがあると便利です。

※必要書類が揃っていない場合は、申告受付ができないことがあります。

※申告書は会場にて電算システムにより作成します。

■申告が必要な方（詳しくは表1）
平成25年1月1日現在、塩竈市に居住している方で、**表1**にあてはまる方です。申告が必要と思われる方に対しても、1月下旬に申告案内ハガキを送付していますが、送付されなかつた方でも、**表1**にあてはまる方は申告が必要です。

住民税申告が必要なわけ
申告は、平成25年度の住民税のほか、
国民健康保険税や後期高齢者医療保険料
介護保険料などの算出の基礎となります。
また、申告をしないと所得証明が取得
できない事や各種行政サービスが受けら
れないなどの不利益があります。
年に一度の住民税申告はとても重要な
手続きです。

■住民税とは
市民税と県民税を合わせて一般的に住民税と呼びます。

住民税は、個人の前年の所得に対しで課され、所得が一定の基準を超える方に同額ずつご負担いただく「均等割」と、所得に応じた金額をご負担いただく「所得割」からなっています。

市民税と県民税を合わせて市に納めています。いただき、県民税分は市から県に送られ

表2

申告に必要な書類	
収入を証明するもの (平成24年分)	○給与所得、公的年金などの源泉徴収票 ○帳簿類 ○経費などの領収証など
下記の控除を受ける場合、次の領収書・証明書などが必要です。	
医療費控除	○医療費の領収書と保険などで補てんされた金額を示すもの ○控除の対象となる介護サービス利用料の領収書
社会保険料控除	○国民健康保険税領収書 ○後期高齢者医療保険料納付書 ○任意継続保険料の領収書 ○介護保険料納付書 ○国民年金保険料控除証明書
生命保険料控除	○生命保険料控除証明書 ○個人年金控除証明書 ○介護医療保険控除証明書
地震保険料控除	○地震保険料控除証明書 ※従来の損害保険料控除は平成20年度に廃止。ただし平成18年12月31日までに契約された一定の長期損害保険については、該当する場合があります。その場合、損害保険料控除証明書が必要です。
扶養控除 (所得が38万円以下の方が対象)	○被扶養者の所得がわかるもの
障害者控除 勤労学生控除	○障害者手帳 ○障害者控除対象者認定書 ○学生証(写しでも可)
住宅借入金等特別控除	○住民票の写し ○請負契約書または、売買契約書の写し ○登記事項証明書 ○借入金の年末残高等証明書 ○建築確認通知書か検査済証の写し、または増改築等工事証明書
雑損控除 (もしくは繰越損失)	○東日本大震災による被害額がわかるものなど ○平成23・24年度に雑損控除を受けている方は、繰越損失額がわかるもの（前年の申告書の控え）

表1

申告が必要な方
給与所得者
○2ヵ力以上から所得(給与・年金・配当・家賃・地代など)のあった方
○平成24年中に退職し、その後就職していない方
○勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されていない方
○雑損・医療費控除などを受ける方
自営業者など
○市内で営業、漁業、そのほか事業をしている方(保険外交員・歩合給営業職員などを含む)
市外居住者
○住所が塩竈市外であっても、塩竈市内に事業所・事務所または家屋敷を所有している方
○家族を市内に残し、本人だけ市外に転出している方(単身赴任者など)
申告が必要でない方
○税務署へ確定申告書を提出する方
○給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されている方